25消安第2884号 平成25年9月6日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という。)の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)により実施するほか、「平成24年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成24年9月10日付け24消安第3025号農林水産省消費・安全局長通知)により、これまでも飼養衛生管理基準の遵守状況の調査や野鳥の侵入防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

昨年度及び一昨年度は、我が国の家きん飼養農場においては、幸いにして本病の発生はありませんでしたが、本年に入ってからも中国、台湾、北朝鮮等我が国の近隣諸国においては、散発的に発生が認められています。また、中国では、本年4月から5月までにかけて、生鳥市場の鶏や鳩からも、鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスが分離されました。

このように近隣諸国では本病の発生が継続しているところであり、本病のウイルスは、渡り鳥等の野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、更に、その侵入ルートは複数存在する可能性があると指摘されているところであることから、依然として海外から我が国に本病のウイルスが侵入する可能性は高いものと考えられます。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項 に御留意の上、家きんの飼養農場への本病のウイルスの侵入防止及び万が一の発生時 のまん延防止対策に万全を期するようお願いいたします。

記

1 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について 家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に立ち入り、家畜伝染病予防法(昭和26年 法律第166号。以下「家伝法」という。)第12条の3の飼養衛生管理基準(以下「飼 養衛生管理基準」という。)の遵守状況を別紙1の飼養衛生管理チェック表に基づき確認するとともに、行政手続法(平成5年法律第88号)又は家伝法に基づき、適切に飼養衛生管理を実施するよう指導すること。なお、飼養衛生管理に係る確認の際には、必ず1名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。また、指導の実施状況について、様式1により農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)に報告すること(詳細な確認及び報告の方法は、別紙2のとおりとする)。なお、本立入検査をもって、防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができるものとする。

2 野鳥、ねずみ等の野生動物対策について

渡り鳥等の野鳥がウイルス伝播に関与していることが指摘されているが、一方で、 ねずみ等の野生動物についても、多くの農場でその存在が確認されており、ウイル スを持ち込む可能性が指摘されている。これらのことを踏まえ、1の立入検査に当 たっては、特に野鳥の侵入防止、ねずみの駆除対策等について確認し、不備が認め られた場合は指導を徹底し、その後の改善状況を確認すること。

3 早期通報の再徹底について

本病のまん延防止には、家きんの所有者や獣医師等が異常家きんを発見した際に、迅速に家畜保健衛生所に通報することが最も重要である。したがって、家きんの所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の2第1項の症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう、再度指導を徹底すること。また、家きんの所有者等が当該症状を早期に発見することができるよう、日頃から飼養する家きんの健康観察を行うこと等についても改めて指導すること。

4 的確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認について

都道府県は、家きんの所有者等から上記3の通報を受けた場合には、遅滞なく、 防疫指針第4の規定に基づく対応を的確に実施すること。また、万が一の本病の発 生に備え、防疫指針第2の2の(8)の市町村、関係機関及び関係団体との連携体 制の整備について改めて確認すること。

5 本病に関する情報の共有について

防疫指針第2の1の(1)の規定に基づき、農林水産省が提供する本病に関する情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫措置に有用と考えられ、動物衛生課が周知するよう指定した情報については、確実かつ迅速に生産者、関係機関、関係団体等に周知すること。

6 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について

低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、明確な臨床症状を示さず日々の健康観察では発見が遅れる可能性があることから、防疫指針第3の2の強化モニタリングを適切に実施すること。この際、強化モニタリングの実施に当たっては、階層別無作為抽出の徹底を含め適切に検査対象農場を選定すること。

また、モニタリングで実施するエライザ法については、非特異反応が頻繁に起こるとの指摘があり、その原因の一つとして検査の実施方法が不適切であることが挙げられていることから、エライザ法を実施する際には、改めて、検査手順書及び使用機器の取扱説明書の確認を行い、検査の精度管理に努めること。

7 野鳥のサーベイランスの実施について

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏ま え、引き続き、防疫指針第3の5の(2)に基づき、野鳥のサーベイランス検査を 適切に実施すること。

家きん農場の飼養衛生管理チェック表(平成25年度)

	チェック項目	評価
第一	- 家畜防疫に関する最新情報の把握	
1	自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	
第二		
2	(1) 衛生管理区域を設定している。	
	(2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。	
第三	E 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
3	衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場 者・車両の入場制限をしている。	
4	(1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	
	(2) 入場車両の消毒を常時行っている。	
5	(1) 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態 で常設している。	
	(2) 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。	
	(1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	
	(2) 家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している。	
	(3) 更衣前の衣服は、更衣後の専用の衣服等で完全に覆われている。(※)	
(衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴(渡航歴)を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	
8	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きん、卵等に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
9	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要が ある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	
第四	3 野生動物等からの病原体の侵入防止	
	(1) 給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。	
	(2) 飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。	
	- 飼養する家きんに飲用に適した水を給与している。 	
12	(1) 衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。(※)	
	(2) 防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置 を講じている。	
	(3) 定期的に防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅延なく破損箇所を修繕している。 (4) 防鳥ネット等の設置により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる 措置を講じている(※)	
13	(1) 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕している。	
	(2) 家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。	
第王	i 衛生管理区域の衛生状態の確保	
14	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	
	空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	
	家きんを適切な密度で飼養している。	
17	(1) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消 毒している。(※)	
	(2) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。(※)	

第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		\setminus
18 飼養する家きんが特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保しいる。	して	
19 飼養する家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は持を求めている。	指導 🔲	
20 毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。		
21 (1) 導入元の疾病発生状況及び導入家きんの健康状態を確認後、家きんを導入してい	る。	
(2) 導入家きんが伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家きん 直接接触させないようにしている。	ے،	
22 出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。		
第七 埋却等の準備		
23 埋却、焼却又は化製処理の準備ができている。		
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
24(1)衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。((※)	
(2) 衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。		
第九 大規模所有者に関する追加措置		\setminus
25 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家きんの健康管理につい 期的に指導を受けている。	て定	
26 従業員が飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所存及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを付し、全従業員に周知徹底している。		

- 注1 口のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定(定期の報告)による報告項目です。口に は、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況(チェックの有無)を記入して下さい。
- 注2 評価欄には、O(適正に行われている)、×(適正に行われていない)又は-(業務体制上、行う必要がない)のいずれかを記入して下さい。
- 注3 ※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1(*)の指導には当たりません。

家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認・報告について

1 目的

家きん (鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥)の飼養 農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・報告するとともに、適切な飼養 衛生管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病 の発生の予防に万全を期する。

2 対象農場

100羽以上(だちょうの場合にあっては、10羽以上)の家きんの所有者の農場。

3 確認の方法

別紙1の飼養衛生管理チェック表を活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養 衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。なお、確認 の際には、必ず1名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。

行政手続法又は家伝法に基づき、飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、 後日、その改善状況を確認すること。

4 報告の方法

様式1による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書を作成し、農林水産 省消費・安全局動物衛生課担当者宛(kokunai_boeki@nm. maff. go. jp)に電子メールにより提出すること。ただし、本年7月1日以降に既に飼養衛生管理基準の遵守 状況の確認を行っており、その結果、指導不要又は改善済みである場合には、当該 確認の結果の報告をもって、これに代えることができる。

5 報告の期限

平成25年11月29日 (金)

6 その他

- (1)4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、 動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように 配慮した上で、公表する。
- (2) 行政手続法に基づく指導及び助言に対する改善が認められない農場に対しては、 家伝法第12条の5の規定による指導及び助言(既に同条の規定による指導及び助 言を行っている場合には、家伝法第12条の6第1項の規定による勧告)等を検討 すること。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名) (様式1)

(単位:戸)

②指導(*)を行った農場数 農場数 (1+2+3) (※1) 未確認の農場の調査実施時期及 び指導中の農場の改善見込み時期 ①指導が不要で ③未確認の農場 あった農場数 数(※1) うち、 改善済 うち、 指導中 以账000,1 鶏 (採卵 用) 100~ 1,000羽未 満 以服OOO,1 上 鶏 (肉用) 100~ 1,000羽未 1,000羽以 上 鶏 (卵用種 鶏) 100~ 1,000羽未 満 以聚000,1 鶏 (肉用種 鶏) 100~ 1,000羽未 以底000,1 あひる 100~ 1,000羽未 満 以聚000,1 うずら 100~ . 5.5~ 1,000羽未 満 以聚000,1 きじ 100~ 1,000羽末 満 以底000,1 ほろほろ鳥 100~ 1,000羽未 1,000翔以 上 七面鳥 100~ 1,000羽未 満 だちょう 10羽以上

Ο 注1 鶏については、飼養形態(卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏)ごとに分類してください。なお、複数の飼養形態で経営している農場は、主たる飼養形態にカウントしてください。 注2 平成25年7月以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。 注3 *の指導とは、行政手続法又は家畜伝染病予防法の指導をいいます。なお、行政手続法の指導は、口頭によるものを含みます。

改善指導内容

(都道府県名)

項目		鶏(採卵用) 鶏(豚					鶏(肉用) 鶏(卵用種鶏)					鶏(肉)	用種鶏)		あび		うずら				きじ				ほろ	ほろ鳥	3	七面鳥				<u>(単位</u> だち		
		00 ≦	100 1,000		,000 ≦		000 - 000	L)O ≦	100 - 1,000		000 ≦	1,000	1,0	00 ≦	100 1,00) -)00	1,000	≦	100 - 1,000	1,0	000 ≦	1,0	000 - 000		00 ≦	1,0)O -)OO	1	00 ≦	100 1,0	00	10	≦
	0	•	0 (•) •	0	•	0	•	0	0	•	0	0	•	0	•	0	• () (0	•	0	•	0	•	0	•	0	•	0	•	0	•
1 防疫に関する情報の把握	<u> </u>	į					<u> </u>								<u> </u>							<u> </u>		<u> </u>		İ	<u> </u>	<u> </u>		ļ				
2 (1) 衛生管理区域の設定	<u> </u>		<u>.</u>				<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>			<u>.</u>		<u>l</u>		.l	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u></u> j	
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	<u> </u>		<u> </u>				<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u></u> j	
3 人・車両の入場制限										li			<u> </u>		<u> </u>								<u></u>	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>					j	
4 (1) 車両用消毒薬の常設	<u> </u>																											I]	
(2) 車両消毒の実施							<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>					<u></u>			<u> </u>		<u> </u>					j	
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設																												I]	
(2) 立入者の消毒の実施	<u> </u>																											I]	
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	Ī																											Ţ						
(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用	T						Ī																Ĭ			T	T	Ţ	[
(3) 適切な方法による衣服・靴の着用(※)	T						1													T			Ĭ	ĺ		Ţ	Ţ]	Ī					
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	T						Ţ													T			Ĭ			Ţ	Ţ	Ţ			[
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	1						T											<u>-</u>					1		T	Ţ		1	T				<u>_</u>	
9 海外使用物品の持ち込み制限	1						T													1		T	T		T	T		1	Ī					
10 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	1		Ī				T											<u>-</u>		<u> </u>			1		T	Ţ		1	T				<u>_</u>	
(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	1	1					Ť					<u> </u>						-		1		<u> </u>	1			Ť		1	<u> </u>	ļ			<u></u>	
11 飲用に適した水の給与	1						T													1		Ţ	T		T	Ţ		1	Ī					
12 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策(※)	1						Ī																T		T	T		Ī	Ī					
(2) 家きん舎への野生動物侵入対策	1		<u>-</u>				1			ļ								<u>-</u>		7		T	1		T	T		1	T					
(3) 破損箇所の定期的確認及び修繕	1		Ī		<u>-</u>		T					Ī						Ī		1			T		T	T		Ī	Ī					
(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策(※)					<u>-</u>		T											<u> </u>		<u> </u>			1		T	T		Ţ	T					
13 (1) 家きん舎の破損箇所の修繕	Ţ						Ţ													- T			Ĭ			1	Ţ	7	Ī			T		,
(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除	1						T																T		T	T		Ţ	Ī					
14 家きん舎・器具の清掃又は消毒	1						Ī					1											T		T	T		1	Ī					
15 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	T						Ţ													T			Ĭ			Ţ	Ţ	Ţ	Ī		[T		
16 適切な密度での飼養	T						T													T			Ĭ			T	Ţ <u>.</u>	Ţ	Ī		[T		
17 (1) 排せつ物運搬時の車両消毒(※)	I						<u> </u>																		I	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>]			<u>_</u>	
(2) 排せつ物運搬時の飛散防止対策(※)	T						T													- T			Ĭ	Ī		T	Ţ <u>.</u>	Ī	Ī		[T		
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保	T		Ī				1													T			Ĭ			Ţ	Ţ <u>.</u>	Ĭ	Ī		[T		
19 家きんの異状時の獣医師の診療・指導	T						Ţ													<u></u>			Ĭ			Ţ	T	7	[
20 毎日の家きんの健康観察	T						T													T			Ĭ			T	Ţ <u>.</u>	Ī	Ī		[T		
21 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認	I						<u> </u>																		I	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>]			<u>_</u>	·
(2) 導入家きんの隔離の実施	Ţ		<u> </u>			<u> </u>	T					Ī			[T	1	Ţ	1	Ţ	1	[Ţ]			<u></u>	
22 移動前の健康状態の確認	I						I											i							I	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>					T	
23 埋却・焼却・化製処理の準備	I		Ī																	J							<u> </u>							
24 (1) 立入時の記帳等の周知(※)	Ţ		Ī		<u> </u>	<u> </u>	T					Ī			<u> </u>					Ī		T	1	Ī	1	Ī	1	Ī	Ţ	<u> </u>				
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	T	T			· · · · ·	<u> </u>	T					İ			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>				1	<u> </u>	Ī	T	T	1	Ţ	Ţ]				
25 獣医師による定期指導	T	T			1	<u> </u>	T					1			Ţ					7		1	T	Ţ	T	T	1	Ţ	<u> </u>]				
26 従業員による通報体制の確保	T	T	·			T	T	[1			Ţ			<u>-</u>		1		T	T	<u> </u>	1	T	1	Ţ	T]			-	
立入農場数																										•		•						

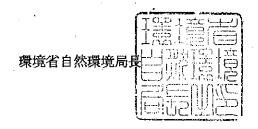
注2 立入農場数は、各畜種・用途ごとに様式1の農場数(①+②)を入力してください。

注3 ※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なもの。なお、この項目の指導は様式1の指導(*)には当たりません。



環自野発第1309062号 平成25年9月6日

農林水産省 消費・安全局長 殿



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、当省では、平成20年度に作成し、平成23年9月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛て通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、 円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の御協力及 び関係機関への周知に御配慮を賜りますようよろしくお願いします。

環自野発第1309062号 平成25年9月6日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局 野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥における 高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしております。

つきましては、平成20年度に作成し、平成23年9月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下「対応技術マニュアル」という。)を踏まえ、以下の事項に関して、ご協力、徹底方よろしくお願いします。

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状 況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等との連携の他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

4. 感染予防対策について

本年、中国において、鳥インフルエンザ A (H7N9) の人への感染が確認されたが、これまで当該ウイルスの野鳥から人への感染事例や日本での発生は認められていない。しかし、一般的に鳥インフルエンザウイルスは、濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があることから、調査の実施にあたっては、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。